

福島県主催 令和7年度

「福島県被災宅地危険度判定士養成講習会」開催のお知らせ

「被災宅地危険度判定士」は、大規模地震等の災害時において該当自治体の要請により派遣されます。東日本大震災の際には、本県においても被災自治体における被災宅地危険度判定を行うなど、復旧・復興に大いに貢献しました。また他県の事例としては、北海道、熊本県、石川県での大規模地震の際にも活躍し、その重要性が高まるところであります。

県では、被災宅地危険度判定士の養成講習会を下記により開催します。

《被災宅地危険度判定士とは》

災害対策本部が設置されるような大規模な地震や大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。



【日時・場所】 受講無料

- 日 時 令和8年1月28日（水）13:30～16:30 受付13:00から
- 会 場 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁 講堂（西庁舎12階）
- 定 員 80名

※お車にてご来場の場合、駐車場は県庁駐車場をご利用ください。
（講習会受付時に駐車券の無料処理をいたします。）

※詳しくは県土木部都市計画課ホームページをご覧ください。
〔URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/hisaitakuchi07.html>〕

【申込み方法等】

- 申込方法 申込先に郵送または直接提出してください。（必ず顔写真添付のこと）
- 提出書類
 - ① 令和7年度福島県被災宅地危険度判定士養成講習会受講申込書（様式1）
 - ② 被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第2号）
 - ③ 受講者本人の顔写真1枚（大きさ縦3cm×横2.4cm、裏面に氏名を記入）
※申請前6月以内に撮影（無帽、正面、上半身、無背景）したもの
 - ④ 被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式第3号）及び資格要件を証明する書類（該当者）
 - ⑤ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第4号）（該当者）

●申込期間

令和7年12月1日（月）～12月25日（木）必着

※郵送の場合は当日消印有効

※受講決定の連絡は特に行いませんが、定員を超えた場合、受講をお断りする連絡をすることがありますのでご了承ください。

●講習会テキスト等

令和8年1月21日（水）から県ホームページに掲載しますので、各自ダウンロードの上、当日ご準備ください。

【お申込み・お問い合わせ】

福島県土木部都市計画課（事務担当：溜ヶ谷） 〒960-8670 福島市杉妻町2-16
電話 024-521-7508 FAX 024-521-7956
E-mail toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp